

2021年5月7日

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
株式会社スタジオアタオ
代表取締役社長 瀬 尾 訓 弘

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月21日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月24日（月曜日）午後1時30分
2. 場 所 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

【新型コロナウイルス感染拡大に伴うご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。議決権の行使は書面（郵送）で行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.studioatao.jp>) に掲載させていただきます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示について】

- ・次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.studioatao.jp>) に掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2020年 3 月 1 日から
2021年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞や縮小等により、企業収益や個人消費が急速に悪化しております。当社グループの主要な関連業界である百貨店等を含む小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や商業施設の休業、時間短縮営業等の影響により経営環境が悪化しており、今後の見通しについても不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「ファッションにエンタテインメントを」を理念とし、オリジナルバッグ・財布等の提供を通じて「お客様に非日常のワクワク感を提供すること」を目指し、資金調達等による財務基盤の強化を図りながら、引続き販売促進費への投資やSNS活動の強化等を行っております。また、キャラクターブランドであるILEMERのブランド価値向上のための投資を強化し、新規出店や期間限定ショップの開催、オフィシャルファンクラブの開設、サプライズ・ハッピードール等の商品拡充を図るとともに、テレビCMやタレント・YouTuberを起用したプロモーション等を実施しております。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ILEMERブランドの布マスクや布マスクに係る売上金の一部を寄付する活動を行っております。

その結果、当連結会計年度の販売業態別の売上高は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う約2カ月間の全店舗の臨時休業や消費者の外出自粛等の影響により、店舗販売が1,365,247千円(前連結会計年度比33.6%減)となった一方、ATAO、IANNE及びILEMERブランドの積極的な販売促進費の投資による売上拡大等の影響によりインターネット販売が2,549,321千円(同29.7%増)となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高が4,005,491千円(前連結会計年度比3.3%減)となり、ATAOブランドに係る店舗販売の減少及

びILEMERブランドへの積極投資等により、営業利益は94,198千円(同88.0%減)、経常利益は95,009千円(同88.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は35,011千円(同93.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、35,198千円であり、その主なものは移転拡張リニューアルに係る投資であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年2月期)	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売 上 高(千円)	3,441,241	4,214,117	4,142,804	4,005,491
経 常 利 益(千円)	553,139	746,294	789,225	95,009
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	359,008	532,252	540,108	35,011
1株当たり当期純利益 (円)	28.71	42.52	42.55	2.60
総 資 産(千円)	1,819,693	2,600,514	2,988,744	4,262,775
純 資 産(千円)	1,362,020	1,896,452	2,442,401	2,934,626
1株当たり純資産 (円)	108.93	150.80	191.57	209.70

(注) 当社は2017年9月1日付で普通株式1株につき3株、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期(2018年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年2月期)	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年2月期)
売 上 高(千円)	3,441,241	4,214,117	4,142,804	4,005,491
経 常 利 益(千円)	552,028	745,094	788,024	93,808
当 期 純 利 益(千円)	358,287	531,499	539,344	34,246
1 株当たり当期純利益 (円)	28.65	42.46	42.49	2.54
総 資 産(千円)	1,786,729	2,578,909	2,975,694	4,248,423
純 資 産(千円)	1,355,145	1,888,824	2,434,009	2,925,470
1 株当たり純資産 (円)	108.38	150.20	190.91	209.04

(注) 当社は2017年9月1日付で普通株式1株につき3株、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期(2018年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ロベルタ ディ カメ リーノ ファーイー スト株式会社	20,000千円	100%	イタリアファッションブラン ド「Roberta di Camerino」の 企画管理及び直営店での小売 販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「新規販売チャネルの展開」「既存のお客様向けサービスの強化」「生産体制の強化」「人材の確保・育成」「模倣品等への対策の強化」「内部管理体制の強化」「財務体質の強化」を対処すべき特に重要な課題としており、その実現に向けて、引続き積極的に取り組んでまいります。

① 新規販売チャネルの展開

当社グループは、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、海外進出、キャラクタービジネス、ライセンス事業等の新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。そのため、システム投資、広告宣伝費等の追加費用が発生する可能性があります。消費者的購買行動の変化に対して適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たなお客様層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

② 既存のお客様向けサービスの強化

当社グループは、新規のお客様の獲得に取り組むと同時に、既存のお客様に対するサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様のニーズにより早く、確かな品質で応えることができるような供給システムを構築するため、技術指導等による生産管理委託先及び生産工場の育成に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

当社グループにとって、店舗従業員等の確保・育成は重要な経営課題であり、優秀な人材確保のため、様々な採用チャネルを活用していく方針です。当期においても新卒採用を継続して行い、店舗運営に必要な人材の確保に努めております。また、転勤のない正社員の採用や時短勤務を取り入れる等、雇用形態や働き方の多様化も図ってまいります。

⑤ 模倣品等への対策の強化

当社グループは、当社グループの商品と混同させてお客様に販売しようとする悪質な模倣品や当社グループの商品画像を悪用した詐欺サイト等については、お客様からの信頼を損ない、また、当社グループのブランド価値を毀損する可能性があるとして認識しており、このような行為への対応を更に強化してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、重要であると考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実、管理部門の体制強化を図ってまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う経済環境の急激な変化に備えるとともに、中長期的な安定成長を実現させるべく、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年2月28日現在)

当社グループは、オリジナルバッグ等の企画・販売、直営店舗の運営、インターネット店舗の運営、キャラクター商品の企画・販売を主な事業としております。

(6) **主要な事業所** (2021年2月28日現在)

① 当社

本 社	兵庫県神戸市中央区
東 京 本 社	東京都中央区
物 流 倉 庫	広島県三原市
店 舗	ATAOアタオランド店 (神戸市中央区) ATAO新宿店 (東京都新宿区) ATAO有楽町店 (東京都千代田区) ATAO横浜店 (横浜市西区) ATAO名古屋店 (名古屋市中区) ATAO大丸梅田店 (大阪市北区) IANNEアタオランド店 (神戸市中央区) ILEMERアタオランド店 (神戸市中央区) ILEMER avec le ianne有楽町店 (東京都千代田区) ROBERTAアタオランド店 (神戸市中央区)

② 子会社

ロベルタ ディ カメ リーノ ファーイー スト 株 式 会 社	本社 (東京都中央区)
---------------------------------------	-------------

(7) **使用人の状況** (2021年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
68 (3) 名	2名増 (0名)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
68 (3) 名	2名増 (0名)	32.3歳	4.7年

- (注) 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	616,382千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	247,808千円
兵 庫 信 用 金 庫	13,110千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,007,000株 (自己株式12,296株を含む)
 (注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により150,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により1,107,000株それぞれ増加しております。
- ③ 株主数 3,284名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀬 尾 訓 弘	3,515,600株	25.12%
株 式 会 社 セ ブ ン オ ー	2,300,000	16.43
黒 越 誠 治	1,230,000	8.79
株 式 会 社 九 六	1,230,000	8.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	811,300	5.80
長 南 伸 明	440,400	3.15
籠 谷 雅	245,000	1.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	203,100	1.45
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	175,700	1.26
山 口 敬 之	139,000	0.99

(注) 1. 持株比率は自己株式 (12,296株) を控除して計算しております。

- 2. 2020年2月6日付で、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書の変更報告書において、2020年1月31日現在で同社が538,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
- 3. 2020年8月4日付で、スパークス・アセット・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書の変更報告書において、2020年7月31日現在で同社が610,500株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	瀬 尾 訓 弘	ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取 締役社長
取 締 役	籠 谷 雅	事業部ゼネラルマネージャー
取 締 役	長 南 伸 明	経営戦略室長 株式会社gumi社外取締役 UUUM株式会社社外取締役 SFPホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	山 口 敬 之	管理部ゼネラルマネージャー
取締役（監査等委員）	松 本 浩 介	ピクスタ株式会社社外取締役 KLab株式会社社外取締役 株式会社サイバー・バズ社外取 締役
取締役（監査等委員）	須 田 仁 之	弁護士ドットコム株式会社社外 監査役 株式会社グッドパッチ社外監査 役 and factory株式会社社外取締 役
取締役（監査等委員）	吉 羽 真 一 郎	潮見坂綜合法律事務所パートナ ー ウォンテッドリー株式会社社外 取締役 株式会社サイバー・バズ社外監 査役 株式会社ハマイ社外監査役 フリー株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役松本浩介氏、須田仁之氏及び吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (0)	101,692千円 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	7,200 (7,200)
合 計 （うち社外役員）	8 (3)	108,892 (7,200)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2020年5月25日開催の第16期定時株主総会において、年額380,000千円以内（監査等委員である取締役を除く。）と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）4名に対する譲渡制限付株式報酬の費用計上額39,942千円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松本浩介氏は、ピクスタ株式会社、KLab株式会社及び株式会社サイバー・バズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）須田仁之氏は、弁護士ドットコム株式会社及び株式会社グッドパッチの社外監査役並びにand factory株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー及び株式会社サイバー・バズ、フリー株式会社（フリー株式会社）の社外監査役並びにウォンテッドリー株式会社及び株式会社ハマイの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松 本 浩 介	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。出席した取締役会において、他社の代表取締役や上場会社のCFO等を歴任したことによる上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティ等に関して、経営全般の観点から適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 須 田 仁 之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。上場会社の取締役及び監査役等として培われた豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 吉 羽 真一郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席いたしました。弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の取締役及び監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模、事業内容に対応したものであるかを検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2017年5月29日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2017年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び「文書管理規程」の定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の要求があった場合には、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を提出する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社のリスク管理に関する基本的事項を定め、経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
 - ・ 当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
 - ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のリスク管理状況を確認する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会を通じて個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
 - ・ 取締役会は、中期経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。

- ・「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役会、代表取締役及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と権限を明確にする。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
 - ・コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
 - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンス状況、業務執行状況を確認する。
 - ・法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業を統括的に管理する部署を定め、子会社におけるコンプライアンス状況、リスク管理状況等を把握するとともに、職務の執行状況の報告を受ける。また、子会社における重要事項の決定にあたっては、当社の取締役会の承認を受けるものとする。
 - ・内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
 - ・子会社の使用人を内部通報制度の利用者に含める。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員である取締役がその補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役と協議の

上で補助使用人を任命する。

- ・補助使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員である取締役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査等委員である取締役の同意を要する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事案の内容のほか、監査等委員である取締役からの要請に応じて必要な報告を行う。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社は前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査等委員である取締役の請求に従い支払その他の処理を行う。

- ⑩ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 監査等委員である取締役は取締役会以外の重要な会議にも出席できるものとする。
 - ・ 監査等委員である取締役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度は取締役会を17回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行いました。

当事業年度は監査等委員会を12回開催し、監査方針等の策定を行うとともに、監査結果等についての意見交換を行っております。監査等委員3名は全て社外取締役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

内部監査については、内部監査担当者が監査計画を策定の上、業務全般に関して法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行の手続の妥当性等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,545,671	流 動 負 債	635,620
現金及び預金	2,348,216	買 掛 金	82,416
売 掛 金	554,132	一年内返済予定の 長期借入金	224,223
商 品	462,646	未 払 金	267,050
そ の 他	180,676	未 払 法 人 税 等	435
固 定 資 産	717,103	ポイント引当金	25,562
有形固定資産	160,524	そ の 他	35,932
建物及び構築物	149,189	固 定 負 債	692,528
そ の 他	11,335	長期借入金	653,077
無形固定資産	7,463	退職給付に係る負債	14,760
投資その他の資産	549,114	資産除去債務	24,690
長期前払費用	407,905	負 債 合 計	1,328,148
繰延税金資産	34,102	(純資産の部)	
そ の 他	107,107	株 主 資 本	2,934,626
資 産 合 計	4,262,775	資 本 金	391,686
		資 本 剰 余 金	381,686
		利 益 剰 余 金	2,161,591
		自 己 株 式	△338
		純 資 産 合 計	2,934,626
		負 債 純 資 産 合 計	4,262,775

連結損益計算書

(2020年 3 月 1 日から)
(2021年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,005,491
売 上 原 価		1,471,756
売 上 総 利 益		2,533,735
販売費及び一般管理費		2,439,537
営 業 利 益		94,198
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	977	
保 険 解 約 返 戻 金	3,829	
そ の 他	303	5,109
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,298	4,298
経 常 利 益		95,009
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	26,817	26,817
特 別 損 失		
店 舗 休 業 損 失	29,597	
固 定 資 産 除 却 損	414	30,012
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		91,814
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,146	
法 人 税 等 調 整 額	13,656	56,803
当 期 純 利 益		35,011
親会社株主に帰属する当期純利益		35,011

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,508,372	流 動 負 債	630,424
現金及び預金	2,310,183	買掛金	82,416
売掛金	557,141	一年内返済予定の 長期借入金	224,223
商 品	462,646	未払金	271,447
前払費用	71,436	未払費用	1,086
そ の 他	106,965	前受金	16,777
固 定 資 産	740,050	預り金	8,911
有 形 固 定 資 産	160,524	ポイント引当金	25,562
建 物	148,187	固 定 負 債	692,528
構 築 物	1,002	長期借入金	653,077
工具、器具及び備品	11,335	退職給付引当金	14,760
無 形 固 定 資 産	7,163	資産除去債務	24,690
ソフトウェア	7,163	負 債 合 計	1,322,952
投資その他の資産	572,361	(純資産の部)	
投資有価証券	1,000	株 主 資 本	2,925,470
関係会社株式	30,456	資 本 金	391,686
出 資 金	50	資 本 剰 余 金	381,686
長期前払費用	407,905	資本準備金	381,686
差入保証金	72,392	利 益 剰 余 金	2,152,435
繰延税金資産	34,102	その他利益剰余金	2,152,435
保険積立金	26,455	繰越利益剰余金	2,152,435
資 産 合 計	4,248,423	自 己 株 式	△338
		純 資 産 合 計	2,925,470
		負 債 純 資 産 合 計	4,248,423

損 益 計 算 書

(2020年 3 月 1 日から)
(2021年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,005,491
売 上 原 価		1,471,756
売 上 総 利 益		2,533,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,440,628
営 業 利 益		93,107
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	977	
保 険 解 約 返 戻 金	3,829	
そ の 他	193	5,000
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,298	4,298
経 常 利 益		93,808
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	26,817	26,817
特 別 損 失		
店 舗 休 業 損 失	29,597	
固 定 資 産 除 却 損	414	30,012
税 引 前 当 期 純 利 益		90,614
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	42,710	
法 人 税 等 調 整 額	13,656	56,367
当 期 純 利 益		34,246

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月19日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 市 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新 居 幹 也 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月19日

株式会社スタジオアタオ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 市 裕 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新 居 幹 也 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2020年3月1日から2021年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般

に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎とな

る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月21日

株式会社スタジオアタオ 監査等委員会

監査等委員 松 本 浩 介 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 須 田 仁 之 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 吉 羽 真一郎 ⑩
(社外取締役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額は69,973,520円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年5月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	瀬尾 訓弘 (1976年4月3日) 再任	2000年4月 株式会社ベルシステム24入社 2002年12月 学校法人河合塾入社 2005年2月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2015年5月 ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長	3,515,600株
2	籠谷 雅 (1977年7月4日) 再任	2002年4月 株式会社クリケット入社 2007年3月 有限会社イーコンセプトラブ入社 2009年5月 当社入社 2011年4月 当社事業部マネージャー 2013年3月 当社事業部ゼネラルマネージャー 2015年6月 当社取締役事業部ゼネラルマネージャー（現任）	245,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	ちょうなん のぶあき 長南 伸明 (1973年9月9日) 再任	1996年4月 太田昭和監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2008年7月 新日本有限責任監査法人パート トナー（現EY新日本有限責任 監査法人） 2015年8月 税理士登録 2015年9月 当社取締役 2016年3月 当社取締役経営戦略室長（現 任） 2017年7月 株式会社gumi社外取締役（現 任） 2017年8月 UUUM株式会社社外取締役 （現任） 2019年5月 SFPホールディングス株式会 社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社gumi社外取締役 UUUM株式会社社外取締役 SFPホールディングス株式会社社外取締役	440,400株
4	やまぐち たかゆき 山口 敬之 (1980年12月29日) 再任	2003年4月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）入所 2006年4月 公認会計士登録 2015年11月 当社入社 執行役員管理部ゼ ネラルマネージャー 2020年5月 当社取締役管理部ゼネラルマ ネージャー（現任）	139,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬尾訓弘氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として経営を担い、豊富な経験を有しており、現在は代表取締役として、経験に裏付けされた的確な視点から経営全般、重要事項の決定や業務遂行に対する監督等適切な役割を果たしており、取締役候補者いたしました。
3. 籠谷雅氏を取締役候補者とした理由は、入社以来店舗管理や仕入・在庫管理に携わり、一連の幅広い業務経験及び知識を有しており、現在は事業部ゼネラルマネージャーとして、部門全体を牽引し、当社主力事業、マーケティング、商品企画、店舗スタッフ管理等の中心的な役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。
4. 長南伸明氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、現在は内部監査担当及び経営戦略室長として、コーポレートガバナンス体制の強化、予算策定等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。
5. 山口敬之氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、また、入社以来管理部ゼネラルマネージャーとして部門全体を牽引し、コーポレートガバナンス体制の強化等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、各候補者が選任された場合には、その被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	まつもと こうすけ 松本 浩介 (1967年6月2日) 【社外取締役候補者】 再任	1998年6月 時刻表情報サービス株式会社 取締役 1999年6月 時刻表情報サービス株式会社 代表取締役 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役 2011年6月 株式会社enish取締役 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役 2016年3月 KLab株式会社社外取締役(現 任) 2016年5月 当社社外取締役 2017年5月 当社社外取締役[監査等委員] (現任) 2018年6月 サイバー・バズ株式会社社外 取締役(現任) (重要な兼職の状況) ピクスタ株式会社社外取締役 KLab株式会社社外取締役 株式会社サイバー・バズ社外取締役	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
2	よし ば しんいちろう 吉羽 真一郎 (1973年11月4日) 【社外取締役候補者】 再任	2009年 1 月 森・濱田松本法律事務所パート トナー 2009年 4 月 青山学院大学法科大学院客員 教授 2011年10月 株式会社enish社外監査役 2015年 1 月 潮見坂綜合法律事務所パート トナー（現任） 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社 外取締役（現任） 2017年 5 月 当社社外取締役[監査等委員] （現任） 2018年 6 月 株式会社サイバー・バズ社外 監査役（現任） 2019年 3 月 株式会社ハマイ社外監査役 2019年 6 月 フリュー株式会社社外監査役 （現任） 2021年 3 月 株式会社ハマイ社外取締役 （現任） (重要な兼職の状況) 潮見坂綜合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役 株式会社サイバー・バズ社外監査役 株式会社ハマイ社外取締役 フリュー株式会社社外監査役	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	なかじま ゆ き こ 中島 由紀子 (1982年11月24日) 【社外取締役候補者】 新任	2005年 4 月 株式会社東京組入社 2013年 2 月 有限責任あずさ監査法人入所 2018年 5 月 中島公認会計士事務所 代表 (現任) 2018年 8 月 株式会社BitStar 社外監査 役 2020年 3 月 株 式 会 社 O r c h e s t r a Holdings 社外監査役 (現 任) 株 式 会 社 S h a r i n g Innovations 監査役 (現 任) (重要な兼職の状況) 中島公認会計士事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外監査 役 株式会社Sharing Innovations 監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介氏、吉羽真一郎氏、中島由紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。
4. 社外取締役候補者の松本浩介氏は、他社の代表取締役や取締役を歴任し豊富な経験や幅広い知識を有しており、特に上場会社のCFOの経験も有していることから、上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティに関する知見も深く、当社のガバナンス体制の充実、強化が期待できると判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、松本浩介氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役候補者の吉羽真一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の社外取締役や社外監査役等を歴任しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。また、吉羽真一郎氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

6. 社外取締役候補者の中島由紀子氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、上場会社の社外監査役等を歴任しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。
7. 当社は、松本浩介氏及び吉羽真一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏と当該契約を継続する予定であります。また、中島由紀子氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
(責任限定契約の内容の概要)
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。
8. 当社は、松本浩介氏及び吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、中島由紀子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、各候補者が選任された場合には、その被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
もりした としみつ 森下 俊光 (1973年10月9日) 【社外取締役候補者】	1998年10月 朝日監査法人（現有限責任あ ずさ監査法人）入所 2002年 4 月 公認会計士登録 2003年 3 月 優成監査法人（現太陽有限責 任監査法人）入所 2003年11月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）入所 2011年11月 東京証券取引所自主規制法人 出向 2013年 6 月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）帰任 2016年 6 月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法 人）退所 2016年 7 月 株式会社ZAIZEN CFO 2016年 7 月 当社社外取締役 2016年 9 月 株式会社ZAIZEN取締役（現 任） 2017年 9 月 株式会社ハウテレビジョン社 外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ZAIZEN取締役 株式会社ハウテレビジョン社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森下俊光氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。
4. 補欠の社外取締役候補者の森下俊光氏は、公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、東京証券取引所自主規制法人への出向経験を有していることから、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 当社は、森下俊光氏が選任され、社外取締役就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
(責任限定契約の内容の概要)
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。
6. 当社は、森下俊光氏が選任され、社外取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、森下俊光氏が選任され、社外取締役就任した場合、その被保険者に含まれることとなります。

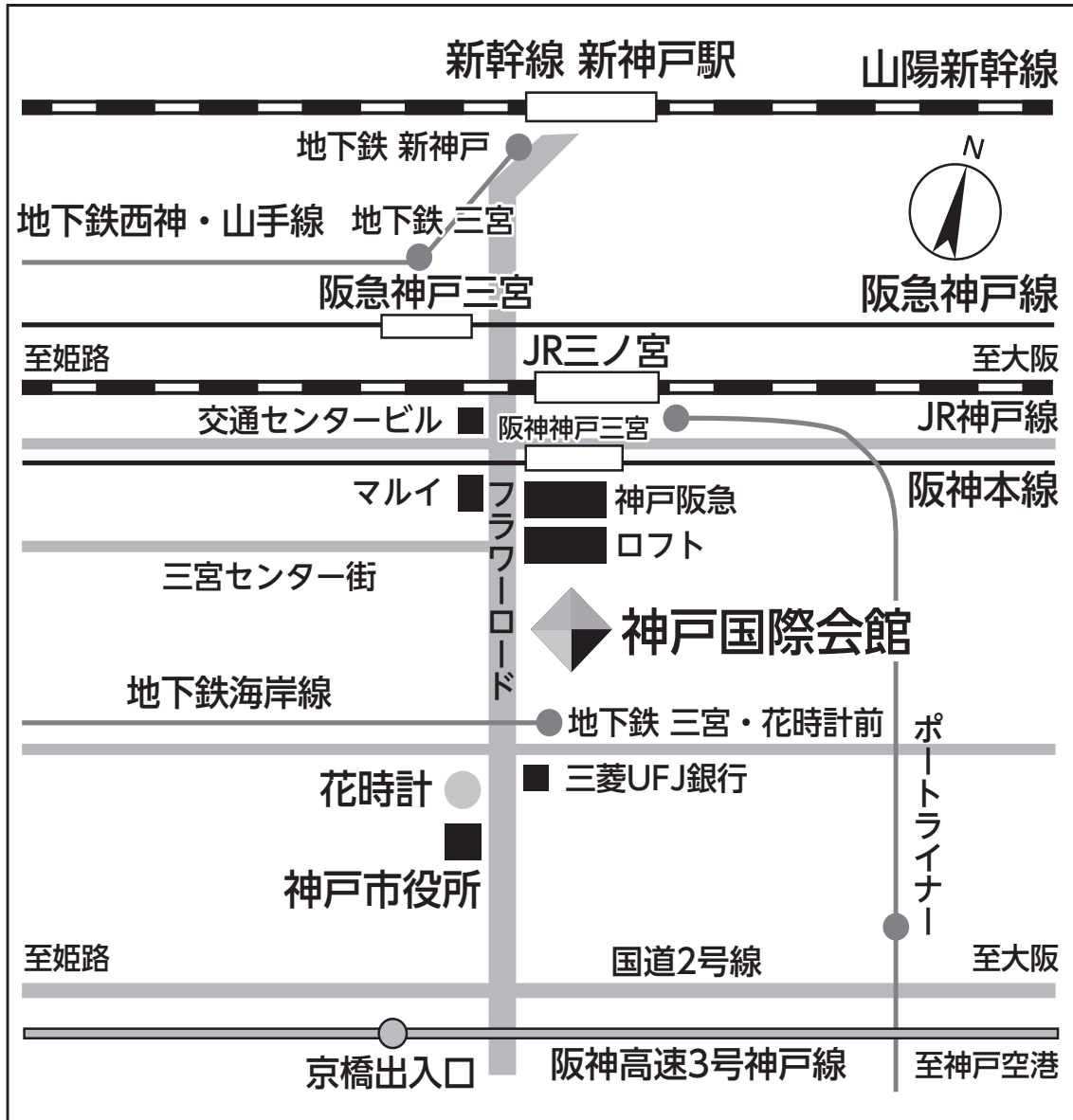
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場
TEL 078-230-3196



交通 J R 三ノ宮駅より 徒歩3分
阪急電車 神戸三宮駅より徒歩3分
阪神電車 神戸三宮駅より徒歩2分
神戸市営地下鉄山手線 三宮駅より徒歩5分
神戸市営地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅より直結

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。